

概要版

令和6年度版 北九州市の環境

Environment of Kitakyushu City 2024



特集

脱炭素社会の実現に向けた取組

1 福岡県水素拠点化推進協議会の設立

(1) 設立の経緯・目的

北九州市は、2050年ゼロカーボンシティを宣言するとともに、2030年度までに温室効果ガスを47%以上削減（2013年度比）する目標を掲げ、「環境と経済の好循環」の実現を目指しています。

今後、市内に集積する産業のカーボンニュートラル化を推進し、競争力を強化していくためには、再生可能エネルギーの導入に加えて、電化が困難な熱需要等に水素等の供給・利活用を地域の特性に応じて推進することが必要です。

このため、産学官が一体となって地域の将来像を検討し、北九州市響灘臨海部を中心とした水素等拠点の形成及びサプライチェーンの構築を目指すため、令和5年5月11日に「福岡県水素拠点化推進協議会」を設立しました。

(2) 協議会の構成

会長：福岡県知事

副会長：北九州市長

副会長：九州電力株式会社

副会長：西部ガス株式会社

副会長：日本製鉄株式会社

顧問：福岡県水素グリーン成長戦略会議会長

オブザーバー：九州経済産業局

オブザーバー：九州地方整備局

オブザーバー：九州大学

オブザーバー：福岡市経済観光文化局

オブザーバー：日本政策投資銀行

会員：北九州市響灘臨海部を中心とした水素等の供給・利活用等に係る拠点形成及びサプライチェーン構築を推進する企業（22社：令和6年4月1日現在）

事務局：福岡県、北九州市

2 エコタウンにおけるグリーンLPガスの開発

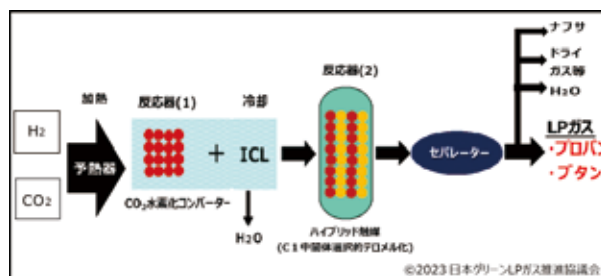
(1) 北九州エコタウン実証研究エリアについて

北九州エコタウンの「実証研究エリア」では、企業、大学、行政の連携により、最先端の廃棄物処理技術をはじめ、資源リサイクル、新エネルギーなど幅広い環境関連技術を実証的に研究する施設の集積をめざし、実証研究用として土地の貸付を行っています。

(2) グリーンLPガスの開発について

令和5年6月からLPガス製造・元売り会社の団体である「日本LPガス協会」が設立した一般社団法人日本グリーンLPガス推進協議会と実証研究エリアの土地の賃貸借契約を締結し、北九州市立大学の藤元薫特任教授が長年にわたり開発してきたCO₂とH₂からグリーンLPガスを合成する技術の実証研究が実施されることとなりました。

これは、カーボンニュートラルな社会を実現するための重要な技術開発であり、北九州市の目指す脱炭素社会構築の取り組みのひとつとして推進を行っていきます。



LPガス合成プロセスの概要



研究施設

循環システムの構築に向けた取組

3 プラスチック資源一括回収事業とプラスチックリサイクル計画の国からの認定

(1) プラスチック資源一括回収事業について

近年、海洋プラスチック汚染や気候変動の原因として、世界的にプラスチックごみ対策の重要性が高まっています。

このような中、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、製品プラスチックを含めたプラスチック資源の分別収集に努めることが市町村に求められました。

そこで、北九州市では、令和3年度及び令和4年度に実施した実証事業を踏まえて、令和5年10月から「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始しました。

市民の皆様のご協力のもと、回収量は令和4年度7,411トンから令和5年度は7,528トンに増加しました。



プラスチック資源一括回収事業広報イメージ

(2) プラスチックに係るリサイクル計画の国からの認定について

北九州市では、プラスチック資源一括回収事業の開始を受け、市内で収集した製品プラスチックを、市内でリサイクルする計画（再商品化計画）を作成しました。

この計画について、令和6年3月に九州では初めて（政令指定都市では、仙台市に続き2番目）環境大臣及び経済産業大臣により認定されました。

これにより、北九州市が、プラスチックのリサイクルの方法を決定できるようになることから、プラスチックの市内循環や市民に分かりやすいリサイクルの実現に向けて、今後も取組を進めていきます。



回収した製品プラスチック



リサイクル原料化の例（フレーク）

4 リネットジャパンリサイクル株式会社と連携協定を締結

北九州市は、令和5年8月30日に「リネットジャパンリサイクル株式会社」と新たに協定を締結し、家庭で使わなくなったパソコンや小型電子機器等を、宅配便で回収できるようになりました。



パソコン回収の流れ

回収されたパソコンは、貴金属やレアメタルに再資源化されています。

今後も「リネットジャパンリサイクル株式会社」と連携し、パソコンや小型電子機器等の再資源化を進めていきます。

生物多様性に関する取組

5 響灘ビオトープが国の「自然共生サイト」に認定

(1) 概要

若松区にある響灘ビオトープは、廃棄物最終処分場の跡地からできたビオトープ（生き物が生息する場所）です。面積は41haと日本最大級の広さで、園内には豊かな自然環境があり、またベッコウトンボやチュウヒ等の絶滅危惧種を含む800種もの生き物が生息しています。北九州市は、同園の管理運営を通じて、市民等が自然とふれあう機会、また自然環境や生物多様性の重要性について学ぶことのできる場を提供しています。

令和5年10月には、同園における生物多様性の保全に向けたこれまでの取組が認められ、福岡県で初めて国の「自然共生サイト」（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）に認定されました。



響灘ビオトープ

(2) 記念講演会の開催

響灘ビオトープが「自然共生サイト」に認定されたことを記念して、令和5年11月23日に国立環境研究所の五箇公一先生をお招きして、生物多様性をテーマとした講演会を開催しました。



講演会の様子

環境国際協力の取組

6 インドネシア・スラバヤ市での国際協力と高倉式コンポスト

(1) スラバヤ市での国際協力

スラバヤ市は、インドネシア共和国ジャワ島東部の東ジャワ州の州都で、首都ジャカルタに次ぐ人口約300万人の第二の都市です。スラバヤ市と北九州市は、2012年11月に環境姉妹都市締結に関する覚書を締結し、1997年のアジア環境協力都市ネットワーク構築時から連携を図っており、今日まで両市の持続可能な発展のために協力してきています。

(2) 高倉式コンポストの確立



2004年より、スラバヤ市内の廃棄物総量の半分以上を占める有機ごみ問題の解決のため、市民参加型の「生ごみのコンポスト化協力事業」を実施しました。

当事業中に確立されたコンポスト技術は「高倉式コンポスト」と呼ばれ、東南アジア諸都市を中心に世界に広がりを見せています。「高倉式コンポスト」は、日本から技術を持ち込むのではなく、現地で技術の適正化を図ることで、現地の安価かつ簡単に手に入る資機材や有機物・微生物を使用し、現地の実情に応じて生ごみリサイクルを完結させます。そのため現地の人たちが持続的に取り組み、地域に定着することができました。

(3) 『高倉式コンポストと JICA の国際協力 ～スラバヤから始まった高倉式コンポストの歩み～』出版記念セミナー開催



2023年には「高倉式コンポスト」にかかるこれまでの国際協力の取組が高く評価され、単行本が出版されました。同年8月、出版記念セミナーが開催され、オンラインを含めて、総勢245人が参加しました。書籍紹介や、パネルディスカッションを通じて、世界規模の環境問題を解決するための今後の展望や、課題について活発な議論が交わされました。

そのほかのトピック

7 北九州市の環境ビフォーアフター(市制60周年事業)

(1) 概要

北九州市は、これまでに公害、ごみ処理やリサイクルなど様々な環境分野の問題・課題に挑み、解決を図ってきました。そうした取組の結果、国内外から高く評価され、「世界の環境首都」の実現に向け着実に歩みを進めています。

今回、市制60周年にあたり、これまでの取組のうち、印象深く特徴的なものや環境施策の大きな転換点となったものを取り上げ、「北九州市の環境ビフォーアフター」として取りまとめました。

(2) 市民への啓発活動

北九州市の“市民力”の原点は、公害克服の過程で市民の主体的な行動によって企業や行政を動かしたという自信に基づくものです。北九州市の環境行政の取組を振り返ることにより、北九州市の素晴らしさを再認識し、これまで市民、企業と積み重ねてきた歴史を次の世代へ継承していきます。

ア. パネル巡回展の開催

令和6年1月から、公共施設2箇所、商業施設等3箇所で開催/パネル展を開催しました。

展示場所	展示期間
イオン戸畑店	令和6年1月18日～23日
サンリブ若松店	令和6年1月23日～31日
JR 門司港駅	令和6年1月31日～2月9日
本庁舎1階	令和6年2月13日～28日
タカミヤ環境ミュージアム	令和6年3月1日～5月6日

イ. 小冊子の製作

取り上げたテーマの“記録”と当時の担当者などへインタビューした“記憶”を掲載した小冊子を製作しました。



- 公害克服：激甚な公害を克服する過程で培った環境再生技術を環境国際協力へ展開してきました。
- 環境国際協力からビジネスへ：環境改善の取組を海外展開し、現地の環境改善に貢献しています。
- エコタウン事業：循環型社会の実現に向け、産官学界が一体となり、環境調和型のまちづくりに取り組んでいます。
- ごみ処理のうつりかわり（処理重視型からの転換）：市民との対話と協働を大切にしながら、ごみの減量化・再資源化を推進しています。
- PCB処理事業：全国で初めて処理施設を受入れ、約20年間、大きな事故なく適切に処理を行ってきました。
- 東日本大震災復興支援（がれき受入れ）：市議会の全会一致で決議されたがれき受入れは、被災地復興の大きな原動力となりました。
- ネイチャーポジティブ（自然再興）：多くの生き物が生息する響灘ビオトープは、廃棄物処分場跡地が自然の宝庫へと生まれ変わった姿です。
- 北九州市の環境の未来（グリーン成長）：脱炭素や循環経済などを推進し、環境と経済の好循環の実現を目指しています。



8 JESCO 北九州PCB 処理事業所の操業終了について

(1) 北九州 PCB 処理事業

国が北九州市に PCB 処理施設の立地を要請してから 23 年に及ぶ処理事業が令和 6 年 3 月末に終了しました。PCB は、昭和 43 年に起きた「カネミ油症事件」を契機に、昭和 47 年に製造・使用が禁止され、保有者には PCB 廃棄物の適正処理が求められることとなりました。当初、PCB 処理は民間主導の処理が試みられましたが、候補地周辺住民の理解を得られないことから、約 30 年間、保有者による保管を余儀なくされ、その後、国主導で処理を行うことになり、平成 16 年に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）第 1 号の施設が北九州市で操業を開始しました。

北九州市は、平成 12 年に国から PCB 処理施設の立地要請を受けて以降、徹底した安全性の確保や情報公開などを求め、国も北九州市の求めに対応してきました。こうした北九州市のリスクマネジメントに関する取組は、全国 5 か所にある全ての PCB 処理施設で採用され、我が国の PCB 処理をけん引してきました。

2 度の期間延長もあり、23 年に及んだ北九州市での PCB 処理は、市民や議会の理解があったからこそ、無事に事業の終了を迎えることができました。



◆ 処理実績

項目	処理実績
変圧器	2,801 台
コンデンサー	58,950 台
安定器及び汚染物等	10,256t

令和 6 年 3 月末時点

(2) 今後の対応

事業終了後、施設は解体撤去を行います。施設の解体については、順次、設備の内側に付着した PCB を洗浄し、安全に除去分別した上で解体することになっています。

すべての解体撤去は、令和 12 年頃に完了する予定です。

北九州市としては、施設の解体撤去が安全かつ確実に完了するよう、引き続き監視指導していきます。

9 令和 5 年 7 月豪雨に係るうきは市の災害廃棄物を受け入れ

令和 5 年 7 月 10 日からの集中豪雨により被災した、うきは市からの依頼を受けまして、北九州市ではうきは市で発生した災害廃棄物の受け入れを行いました。

(1) 受入対象

うきは市の災害廃棄物（片付けに伴い発生した布団、たたみ、衣類及び家庭用品などの可燃性ごみ）

(2) 受入期間

令和 5 年 8 月 7 日から令和 5 年 8 月 18 日まで

(3) 受入量

約 58 トン



うきは市から日明工場に到着した
災害廃棄物を積んだダンプ車（8月7日）

10（新）日明工場が令和 7 年度から稼働開始予定

(1) 施設沿革

現在の日明工場は平成 3 年 4 月から運転していましたが、施設の老朽化に伴い北九州市の焼却工場では初めての PFI 事業として建替えを行っています。

令和 3 年 12 月に建設に着手し、令和 6 年度中頃からごみを受け入れて試運転を行い、令和 7 年 4 月の本格稼働を予定しています。

（新）日明工場は、回収した市内の一般廃棄物を適正かつ安定的に処理するとともに、災害に強く、高効率発電を行うなど環境にやさしい施設です。

(2) 施設概要

ア 所在地	北九州市小倉北区西港町 96 番地の 2
イ 敷地面積	3.3ha
ウ 着工	令和 3 年 12 月
エ 竣工	令和 7 年 3 月（予定）
オ 事業方式	BTO 方式（Build Transfer Operate） ビルド トランスファー オペレート
カ 処理能力	508 トン / 日

キ 炉形式 ストーカー式焼却炉
ク 発電能力 18,000kW



完成予想図

第1章 市民環境力の更なる発展とすべての市民に 支えられた「北九州環境ブランド」の確立

基本施策 1 環境活動と地域活性化の好循環

1 環境活動を行う市民・市民団体への支援・助成

市民や市民団体の自主的な環境活動の推進と地域コミュニティの活性化のため、ごみの減量化・資源化及び自然環境保全等の環境活動を行う市民や市民団体への支援・助成を行っています。

● 集団資源回収団体奨励金制度

町内会、老人会、子ども会、まちづくり協議会などの地域の市民団体に対し、古紙・古着の回収量に応じて奨励金を交付しています。

この他、活動地域内の古紙回収の調整を継続して行うまちづくり協議会に対する「まちづくり協議会古紙回収地域調整奨励金制度」、資源回収活動を行っている地域の市民団体等への保管庫の無料貸与、地域団体が家庭から回収する剪定枝・廃食用油のリサイクル活動に対する支援、「生ごみコンポスト化容器活用講座」等の講座の支援を実施しています。

古紙回収量（令和5年度）	13,406t
古着回収量（令和5年度）	407t

2 ていたんポイント事業

子どもから年長者まで幅広い市民が、気軽に楽しく環境活動に参加することを促すため、環境活動に参加した市民に対してポイントを付与する「ていたんポイント事業」を平成27年12月からスタートさせました。

環境活動に参加するたびに「ていたんポイント」が貯まり、ていたんグッズやエコグッズと交換できます。

これにより、市民環境力の一層の向上を図るとともに、温室効果ガス排出削減、まちのにぎわいづくりや地域コミュニティ活動の活性化につなげていきます。



3 環境活動に関する各種表彰

地域の環境活動に積極的かつ継続的に取り組んでいる市民・NPO、事業者等のやる気を支え、効果的なインセンティブを付与するために各種の表彰を行っています。

【表彰の種類・令和5年度表彰件数】

- ・北九州市環境にやさしい事業所（市長感謝状）：3事業所
- ・産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定：排出事業者1件、処理事業者6件
- ・環境衛生優良地区（市長表彰）：5地区
- ・環境衛生地区組織育成功労者（市長感謝状）：13名
- ・北九州市まち美化協力功労者（市長感謝状）4名、7団体
- ・「校区まち美化レポート」表彰（市長感謝状）：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、団体の活動が困難となったため中止
- ・北九州市まち美化貢献者（環境局長感謝状）個人4名、3団体

基本施策 2 ESD 等を通じた環境人財の育成

1 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進

多様な人々が、地域等の様々な課題に気づき、自発的に社会のあり方を変えていく人財を育むため、「持続可能な開

発のための教育（ESD）」を推進しています。令和5年度は、SDGs・ESD普及イベントとして、「ESD ツキイチの集い」の開催や、あらゆる世代の人たちの学びの機会となる「出前講座」を実施しました。



「ESD ツキイチの集い」
～広げよう世界の輪！～



「出前講座」
～わくわく ドキドキ冒険隊～

2 北九州市環境首都検定の実施

北九州市独自の環境分野の検定を実施することにより、環境学習の機会を増やし、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げることを目的に、「北九州市環境首都検定」を実施しています。（令和5年度受検者数 4,669人）

3 環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進

「北九州市環境ミュージアム」は北九州市の環境における学習・情報・活動の総合拠点で、北九州市の公害克服の歴史をはじめ、身近なエコライフ、地球環境問題などを「見て・触れて・楽しみながら」学べる施設です。（令和5年度利用者数 76,579人）



環境ミュージアム外観

4 北九州こどもエコクラブ活動の推進

「こどもエコクラブ」は、子どもたちが自主的に環境に関する学習や活動を行うクラブです。令和5年度は、57クラブ、3,217人の幼児から高校生までが活動しました。

基本施策3 市民間の対話・協働を通じた環境リスクへの対応

1 北九州エコライフステージ

北九州エコライフステージは、「世界の環境首都」を目指し、市民団体や事業者などで構成する実行委員会を中心にして、エコライフの浸透を目指し様々な環境活動に取り組むものです。

シンボル事業「エコライフステージ2023」は、「みんなでつくって、つかおうよ。地球にやさしいエネルギー」をテーマに、令和5年11月11日（土）～12日（日）に実施しました。

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、より広い範囲への周知を目指し、リアルイベントに加え、オンラインイベントも実施しました。

オンラインでは、北九州市民の環境活動への取組を全国に発信することができました。



エコライフステージ2023

2 環境情報の収集・整備・提供

北九州市 LINE 公式アカウントによる情報配信

北九州市 LINE 公式アカウントで、ごみの分別検索機能や資源の拠点回収ボックスの設置場所を検索できる施設検索機能の提供をしています。



北九州市 LINE 公式アカウント

アカウント



@teitan_kita9
X (旧 Twitter)

北九州市公式 X (旧 Twitter) “北九州市・環境【ていたん】” による情報発信

北九州市の環境情報について、環境マスコットキャラクター「ていたん」の X (旧 Twitter) で発信をしています。



基本施策 4 国際協働等を通じた北九州環境ブランドの確立

1 諸外国との環境協力実績

これまでに、大連市、上海市（中国）、スラバヤ市（インドネシア）、ハイフォン市（ベトナム）等のアジア諸都市との環境国際協力を実施しています。

2 アジアの人材育成拠点形成

研修員の受け入れ（令和6年3月現在で169カ国・地域から10,809人、遠隔研修参加者含む）や専門家派遣（令和6年3月現在で30カ国・地域245人）を実施しています。

3 アジアカーボンニュートラルセンター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、平成22年6月に「アジア低炭素化センター」を開設しました。令和5年1月には脱炭素社会の実現に向けたカーボンニュートラルの取組を一層推進するため、「カーボンニュートラルセンター」に名称を変更しました。センターでは、経済発展著しいアジア諸国などに対して、従来の政府レベルの協力事業に加え、高い技術力を持つ市内企業による環境ビジネス参入支援を積極的に進めています。



アジアカーボンニュートラルセンター
の位置する 国際村交流センター



アジアカーボンニュートラルセンターの体制

これまで、協力事業やビジネス可能性調査等を通じて入手した海外の環境ビジネス情報を広く提供してきたほか、ビジネスミッション派遣や環境技術展示会への出展等を通じて、市内企業の環境国際ビジネスを積極的に支援しています。

4 関係機関等との連携

(1) 公益財団法人北九州国際技術協力協会 (KITA)

環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など多彩な活動を実施しています。

(2) 公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) 北九州アーバンセンター

IGES 北九州アーバンセンターは、北九州市をはじめとした国内の自治体と海外都市との連携のもと、脱炭素社会、循環経済、SDGs を専門領域として、都市レベルの持続可能な社会づくりに取り組む地域拠点として活動しています。

(3) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)、

イクレイ (ICLEI)、世界銀行等

各国際機関と覚書の締結等により、様々な連携を実施しています。

第2章 2050年の脱炭素社会の実現

基本施策 1 脱炭素社会を支えるストック型社会への転換

1 北九州市環境未来都市とグリーンアジア国際戦略総合特区

北九州市は、環境や超高齢化対応などに関して、持続可能な経済社会の発展の実現を目指す「環境未来都市」、また、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、国がオーダーメイドで総合的に支援する「グリーンアジア国際戦略総合特区」に指定されています。

「グリーンアジア国際戦略総合特区」においては、税制・財政・金融上の支援措置が呼び水となり、これまでに県内で約4,360億円の設備投資と、県内で約2,980人の雇用を創出しました。

2 市域の温室効果ガス総排出量

令和3年度の市域内の温室効果ガス排出量は、前年度から0.9%増の13,648千トン（二酸化炭素換算）でした。前年度から増加した要因としては、主に産業部門におけるエネルギー消費量の増加に伴い、同部門の二酸化炭素排出量が増加したこと等があげられます。

◆市域内の温室効果ガス排出量(部門別)

単位：千トン

区 分		2013年度 (平成25)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	前年度比	2013年度比 (平成25)
二酸化炭素	家 庭 部 門	1,453	1,067	767	731	831	745	▲10.4%	▲48.7%
	業 務 部 門	1,535	1,093	989	1,033	1,010	923	▲8.6%	▲39.9%
	運 輸 部 門	1,968	1,675	1,675	1,660	1,612	1,653	+2.5%	▲16.0%
	産 業 部 門	11,661	10,069	9,804	9,495	7,885	8,089	+2.6%	▲30.6%
	エネルギー転換部門	406	433	377	425	409	421	+3.0%	+3.6%
	工 業 プ ロ セ ス	1,287	1,152	1,166	1,096	1,048	1,093	+4.3%	▲15.0%
	廃 棄 物	420	399	412	405	412	403	▲2.3%	▲4.1%
二 酸 化 炭 素 合 計		18,730	15,887	15,190	14,844	13,207	13,327	+0.9%	▲28.8%
メ タ ン		30	29	29	28	28	28	▲1.2%	▲7.7%
一 酸 化 二 窒 素		44	41	41	41	40	40	+0.2%	▲8.1%
フ ロ ン ガ ス 等		170	224	231	242	251	254	+1.2%	+49.5%
温 室 効 果 ガ ス 合 計		18,973	16,182	15,491	15,155	13,525	13,648	+0.9%	▲28.1%

注：1 端数処理により合計及び百分率の値が一致しない場合がある。

2 算定基礎としている各種統計データの遡及修正、使用するデータの変更等により、過年度の値が変更される場合がある。

3 2013年度：「北九州市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における基準年。

3 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

JR城野駅北側の未利用国有地やUR城野団地を中心とする城野地区（19ha）において、エコ住宅や創エネ・省エネ設備誘導、エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、様々な低炭素技術や方策を総合的に取り入れてゼロ・カーボンを目指した住宅街区を整備しました。



城野ゼロ・カーボン先進街区

※戸数：634戸
(戸建：227戸、集合：407戸)

4 自動車からの温室効果ガスの削減

● 電動車（EV、FCV等）の導入

公用車として電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）86台、燃料電池自動車（FCV）4台を導入。

● EV充電器の設置

公共施設等への設置（13箇所）。

● ノーマイカーデーの普及促進

毎週水・金曜日を「ノーマイカーデー」に設定し、参加企業を募るとともに、普及啓発を実施。

● エコドラ北九州プロジェクト

「エコドラ北九州プロジェクト」の参加企業を募集しています。





基本施策 2 脱炭素社会を実現する社会経済・技術・ライフスタイルのイノベーションと産業クラスターの構築

1 北九州市環境産業推進会議

「北九州市環境モデル都市行動計画（北九州市グリーンフロンティアプラン）」における5つの柱の一つ『環境が経済を拓く』を具現化していくため、低炭素化に貢献する環境産業のネットワークを構築し、更なる環境産業の振興について“共に考え、共に行動する場”として、平成22年2月に設立しました。（令和5年度末現在 参画企業・団体数 約520）

2 環境未来技術開発助成事業

循環型社会及び低炭素社会の実現に向け、新規性・独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究等に対して研究費を助成し、新規の環境技術開発の支援を行っています。令和5年度までに、183件の研究に対して助成を行っています。

3 産学連携による技術開発の推進

●研究開発・実用化研究開発事業

北九州市の産業振興を推進するため、「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の産学連携による研究開発に対して補助を行っています。

●未来産業イノベーション創出事業

北九州市の新産業の創出を促進するため、「半導体関連産業」「自動車関連産業」「グリーン関連産業」等の分野において、未来産業イノベーション創出に資する技術の高度化・製品の実用化を目指す産学連携による研究開発に対して補助を行っています。

4 北九州市中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進

脱炭素社会の実現に向け、再エネ100%電力化に取り組み、かつ太陽光発電設備や最先端の省エネ設備を設置する市内の中小企業に対し、費用の一部を補助する事業を実施しています。

5 北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金

産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められる設備の導入やその前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究（FS調査）に要する経費の一部を補助する事業を実施しています。

6 エコテクノの開催

環境・エネルギー産業を育成し、産業・地域振興に寄与することを目的に、九州最大規模の環境見本市「エコテクノ」展を開催しています。

北九州市のブースでは、環境未来都市としての本市の取組の紹介や、北九州エコプレミアム製品・サービスのPR等を行っています。



エコプレミアム製品・サービスのPR



展示場の様子

基本施策 3 次世代エネルギー拠点の総合的な形成

1 北九州市地域エネルギー政策の推進



本市の風力発電導入量は21,290kWで政令市第1位、太陽光発電導入量も317,996kWで政令市第4位となっています。
(いずれも令和5年度末現在)

● 脱炭素先行地域への選定

令和4年度は、北九州都市圏域と連携した北九州市の提案内容が、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として、国から「脱炭素先行地域」に選定され、太陽光パネル等を第三者所有方式で導入する「再エネ100%北九州モデル」を活用し、安定的かつ安価な再エネを公共施設及び響灘地区の民生部門へ導入開始しました。

● 太陽光発電についての取組

令和5年度は、国から地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組を進める「重点対策加速化事業」に採択され、PV、EV、蓄電池、及び、高効率空調機器の低コスト型第三者所有モデルを中小企業などへの戦略展開を開始しました。小売り電気事業者、リース会社、空調機器メーカー、地元金融界による勉強会を通じて、円滑な導入スキームの構築を図ります。

● 洋上風力発電についての取組

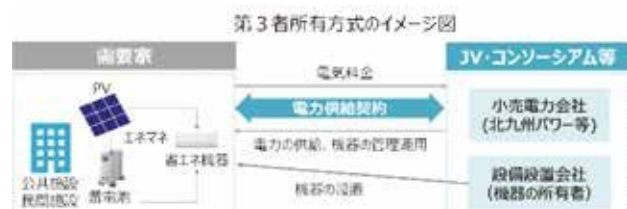
令和5年度は、響灘地区において、最大22万kWの発電能力を持つ洋上ウィンドファームの建設が開始しました。さらに、「北九州市洋上風力キャンプ×SDGs」を産学官連携で実施するなど、人材育成に資する取組を実施しました。

● 地域新電力についての取組

(株)北九州パワーは、本市ごみ焼却場で発生した電力を主な電源としており、電気事業者別の二酸化炭素排出係数が低く、エネルギーの地産地消とともに、二酸化炭素排出量の削減に寄与しています。また、(株)北九州パワーの電力供給施設は令和4年度末時点、公共施設586件、民間施設565件となり、自治体新電力会社の中で、電力販売量が全国60社中2位でした。

北九州市の持つ再生可能エネルギーや高効率火力発電の立地ポテンシャル、スマートコミュニティの実証を通じたエネルギーを賢く使う省エネの知見などを活かし、低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的としています。

地域エネルギー拠点化推進事業概念図





2 北九州市の水素に関する取組

● 水素パイプラインを活用した技術実証

八幡東区東田地区における水素パイプラインなどのインフラや地域の協力体制を活かし、企業の技術実証の支援やPRに取り組んでいます。



水素パイプライン

● 水素ステーション

市内には、1箇所の水素ステーションが整備されています。



イワタニ水素ステーション 小倉
(岩谷産業㈱:平成26年～)

● 燃料電池自動車 (FCV) の普及啓発活動について

FCVの普及啓発活動の一環として、市の公用車へ4台のFCVを導入するとともに、市内の様々なイベントでFCVの展示や外部給電器を用いた電力供給のデモンストレーションを実施しています。



FCVの展示の様子

基本施策 4 アジア規模での脱炭素社会実現

1 アジア規模での脱炭素社会実現に向けた取組

取組は、9ページの「諸外国との環境協力実績」、「アジアの人材育成拠点形成」、「アジアカーボンニュートラルセンター」をご覧ください。

第3章 世界をリードする循環システムの構築

基本施策 1 3Rプラスの推進と資源効率性向上

1 ごみの減量化・資源化の取組

平成 23 年に、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」の取組を加え、「持続可能な都市のモデル」に向けた先駆的な廃棄物行政の取組を進めてきました。

近年では、プラスチックごみや食品ロスの問題の顕在化、自然災害の多発による災害廃棄物の大量発生や感染症の拡大による生活様式の変化など、新たな課題への的確な対応が求められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 8 月、新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画を策定しました。引き続き、様々な取組を行います。

● これまでの具体的施策の実施

(1) 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

(北九州市の主な取組)

- 平成 5 年 7 月 かんびん分別収集の開始 平成 10 年 7 月 政令市初 家庭ごみの有料指定袋制導入
平成 18 年 7 月 家庭ごみ収集制度の見直し 平成 23 年 8 月 「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定(平成 28 年 8 月改定)
平成 30 年 6 月 「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し(平成 30 年 3 月)、
協定参加 7 事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止(有料化)
令和 3 年 8 月 「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画」策定

(2) 事業系ごみ対策の強化について(平成 16 年 10 月～)

(実施内容)

- ・事業系ごみの市収集の原則廃止 ・自己搬入ごみの処理手数料の改定(700 円/100kg ⇒ 100 円/10kg)
- ・リサイクル可能な古紙・廃木材の市施設への受け入れ廃止 ・かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止

2 食べものの「残しま宣言」運動の推進

● 残しま宣言

市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、周知を図っています。

● 残しま宣言応援店

外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知を図っています。(令和 5 年度末 312 店登録)



このステッカーが目印です

■取組内容(残しま宣言)

○ 外食時の取組

- ・食べ切ることができる量を注文します！
- ・宴会時に食べ切りを声かけします！
- ・グループ間で料理をシェアします！
- ・食事を楽しむ時間をつくります！
(開始後 30 分、終了前 10 分など)
- ・注文した料理は食べ切ります！

○ 家庭での取組

- ・必要以上に買いすぎません！
- ・買った食材は使い切ります！
- ・作った料理は食べ切ります！
- ・生ごみを捨てるときは水を切ります！
- ・賞味期限と消費期限の違いを理解します！

3 北九州市プラスチックスマート推進事業

海洋プラスチックごみ問題など、世界的な課題となっているプラスチックごみ対策として、令和元年度から「北九州市プラスチックスマート推進事業」を開始し、レジ袋の削減等の取組に加え、家庭ごみ用等の指定袋のバイオマスプラスチック化、プラスチックに関する技術開発等の支援などを実施しています。

また、プラスチックごみ対策専用ウェブサイトを作成して、市民や事業者へ啓発するとともに、「プラごみダイエット協力店」の募集を開始しました。



専用ウェブサイト

4 ごみ処理の現況

計画に基づき、下記の一般廃棄物の処理や、減量化・資源化の取組を実施しています。

- ・家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物(かん・びん、ペットボトル等)の収集
- ・公共の場所をボランティアで清掃した際の清掃ごみの収集



- 道路、歩道、河川、海浜等の清掃
- 市内で発生した一般廃棄物の適切な処理及び処分
- 市内中小企業等の一部の産業廃棄物の処理及び処分
(ただし、一般廃棄物の処理に支障のない範囲)

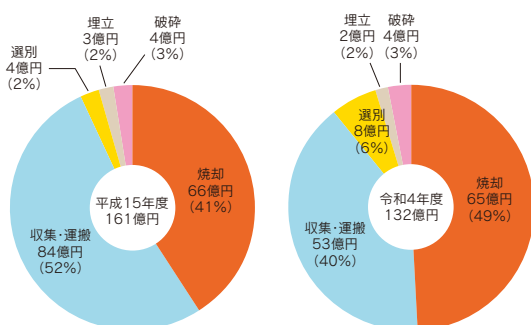
●ごみ量の推移（市施設処理分）

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭ごみ収集制度の見直し」などのごみの減量化・資源化に取り組み、ごみ量は、平成 15 年度の 53 万トンから令和 5 年度には、31 万 8 千トンと約 21 万 2 千トン減少しました。

5 ごみ処理経費

令和 4 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 132 億円（うち、リサイクル約 13 億円）の経費がかかっています。平成 15 年度と比べると平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 29 億円の経費を削減しました。ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 49%）がかかっています。

◆ごみの処理別経費

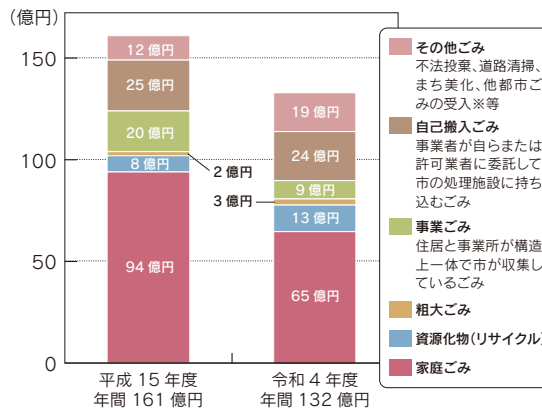


◆ごみ量の推移



※市収集ごみ：家庭ごみや資源物のように、市の指定する処理施設に市が収集して持ち込むごみ
 ※自己搬入ごみ：市の指定する処理施設に、ごみの排出者が自ら又は収集運搬業者に委託して持ち込むごみ
 ※四捨五入の関係で数値が一致しないことがあります。

◆ごみの種類別経費



◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成15年度	令和4年度	対15年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161億円	132億円	▲29億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94億円 (約58%)	65億円 (約49%)	▲29億円
1日あたりの処理費用	2,600万円	1,800万円	▲800万円
市民一人あたり年間処理費	9,400円	7,000円	▲2,400円
一世帯あたり年間処理費	22,400円	14,700円	▲7,700円

基本施策2 循環システムを支える施設整備・技術開発と循環産業拠点都市の形成

1 北九州エコタウン事業

平成 9 年 7 月に全国に先駆けてエコタウン事業の地域承認を受け、平成 16 年 10 月にはその対象エリアを市全体に拡大して事業を進めています。

＜これまでの取組と成果＞（令和 5 年度末時点）

- 事業数（現在稼働中） 27 事業(各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大級の事業集積)
- 実証研究数 68 研究（終了分を含む）
- 総投資額 約 901 億円（市 72 億円、国等 147 億円、民間 682 億円）
- 雇用者数 1,060 人

■総合的な展開（北九州方式 3 点セット）



◆総合環境コンビナート (9 事業)

- ・ペットボトルリサイクル事業
- ・自動車リサイクル事業
- ・蛍光管リサイクル事業
- ・二次電池リサイクル事業
- ・小型家電リサイクル事業
- ・OA 機器リサイクル事業
- ・家電リサイクル事業
- ・建設混合廃棄物リサイクル事業
- ・非鉄金属総合リサイクル事業

◆響リサイクル団地 (5 事業)

- 自動車リサイクルゾーン
- フロンティアゾーン (4 事業)
 - ・食用油リサイクル事業
 - ・使用済有機溶剤精製リサイクル事業
 - ・古紙リサイクル事業
 - ・空き缶リサイクル事業

◆その他の地区 (13 事業)

- ・パチンコ台リサイクル事業
- ・OA 機器のリユース事業
- ・汚泥・金属等リサイクル事業
- ・都市鉱山リサイクル事業
- ・風力発電事業 (2 事業)
- ・古紙リサイクル事業・製鉄用フォーミング抑制剤製造事業
- ・食品廃棄物リサイクル事業
- ・携帯電話リサイクル事業
- ・廃木材・廃プラスチックリサイクル事業
- ・超硬合金リサイクル事業
- ・古着リサイクル事業
- ・太陽光パネルリサイクル事業

●北九州市エコタウンセンター

平成 13 年 6 月に、エコタウン全体の中核的施設として実証研究エリア内に開設しました。

- ・主な機能 市民をはじめとする環境学習、見学者の対応、環境・リサイクル技術及び製品の展示、市内環境産業の PR、環境関連の研修・講義の実施、研究活動支援
- ・令和 5 年度視察者数 エコタウン事業全体 101,226 人



基本施策 3 化学物質や有害物質の適正処理・適正管理

1 PRTR 制度・PCB 処理事業

PRTR 制度に基づき、化学物質の環境中への排出量等の把握を行っています。また、PCB 廃棄物処理事業による環境への影響を把握するため、排出源及び周辺環境の監視・測定を実施しています。

基本施策 4 生物多様性の確保による自然循環

1 第 2 次北九州市生物多様性戦略の推進

「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として、平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略 (2015 年度 -2024 年度)」を策定しました。基本理念を「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」とし、その実現のために次の「5 つの基本目標」を設定して施策を推進しています。

- ① 自然とのふれあいを通じた生物多様性の重要性の市民への浸透
- ② 地球規模の視野を持って行動できるような高い市民環境力の醸成
- ③ 自然環境の適切な保全による、森・里・川・海などがもつ多様な機能の発揮
- ④ 人と自然の関係を見直し、自然から多くの恵みを感じてできる状態の維持
- ⑤ 自然環境調査を通じて情報を収集、整理、蓄積し、保全対策などでの活用

同戦略は、市民・NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会 (通称「自然ネット」)」が、進行管理しています。令和 5 年度は、自然講演会やエコツアーの開催などに取り組みました。



自然講演会 R4.8.20



平尾台ツアー R4.10.29

2



3



6



8



9



11



12



13



14



15



17



第4章

将来世代を考えた豊かなまちづくりと 環境・経済・社会の統合的向上

基本施策 1 安全・安心でレジリエント（強靱）なまちづくり

1 北九州市公害防止条例

北九州市では法を補完し、地域の実情に合った公害防止に取り組むため、昭和45年4月に北九州市公害防止条例を制定し、公害の発生するおそれのある工場については、市と公害防止協定を締結しています。（締結件数85件：令和5年度末時点）

2 大気環境の保全

北九州市は、大気汚染の状況を把握するため、二酸化いおう等の物質の常時監視を行っています。環境基準が設定されている11項目のうち、令和5年度は、光化学オキシダントを除く項目で環境基準に適合していました。また、大気汚染防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。

3 水環境の保全

北九州市は、河川・湖沼・海域等の公共用水域において、健康項目や生活環境項目などのモニタリングを実施しています。令和5年度は、環境基準が設定されている項目の多くが環境基準に適合していました。また、水質汚濁防止法等に基づき発生源に対する指導等を行っています。



立入検査の様子

4 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、土壌汚染による人への健康被害を防止することを目的としています。北九州市における現在の形質変更時要届出区域は81件、要措置区域は1件です。また、汚染土壌処理業の許可件数は4件です（令和5年度末時点）。

5 騒音・振動対策

北九州市では、自動車・新幹線鉄道・航空機からの騒音等の実態把握を実施しています。令和5年度において、新幹線鉄道の振動の指針値及び航空機の騒音の環境基準については、適合していましたが、自動車及び新幹線鉄道の騒音については、一部において不適合でした。また、騒音規制法・振動規制法等に基づき工場・事業場、建設作業現場等の発生源に対する指導等を行っています。

6 化学物質対策

ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等の物質について、モニタリングを実施しています。令和5年度においては、ダイオキシン類は基準に適合、環境ホルモンは検出されませんでした。

7 悪臭対策

北九州市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭防止法上の規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っています。悪臭測定の結果、令和5年度は2事業場で基準を超過していたため、原因調査と改善対策を指導しました。





8 工場・事業場における環境保全対策への取組の推進

環境法令遵守意識の高揚や不祥事の発生防止を目的として「環境保全セミナー」を開催し、最近の法改正の内容や環境基準達成状況、立入検査や指導事例の紹介等を行っています。

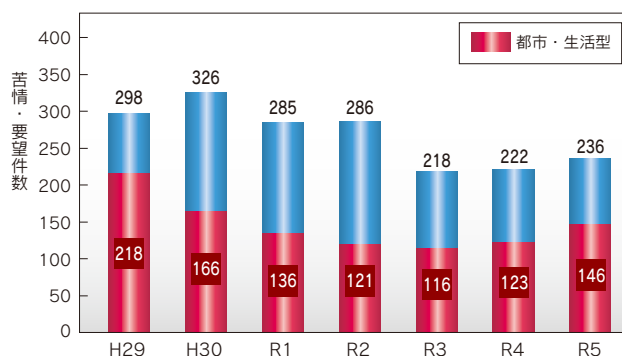
令和5年度は、市内の大気分野及び水質分野の大規模排出事業者を対象とした集合セミナーを開催しました。

9 公害に関する苦情・要望

公害が発生した場合、当事者間の話し合いなどで解決する例もありますが、大部分は苦情・要望として行政機関に持ち込まれています。令和5年度に申し立てられた公害に関する苦情・要望件数の総数は236件（令和4年度222件）ありました。

最近では、産業公害の沈静化とともに、住宅・商業地域などにおいて、市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事などの苦情（都市・生活型の苦情）が多く寄せられるようになっていきます。

◆都市・生活型苦情・要望件数の経年変化



10 環境影響評価（環境アセスメント）制度

環境影響評価法及び条例に基づく環境アセスメント制度は、土地の形状変更、工作物の新設等を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ、その事業に係る環境影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

北九州市では、令和5年度末までに、配慮書16件、方法書32件及び準備書28件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。

基本施策2 環境と社会にやさしい快適なまちづくり

1 まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。

●“クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、各区に会場を設けての大規模なまち美化清掃、市民等による市内各地のまち美化清掃及びJR駅前等での街頭啓発等を実施しています。

・令和5年度 参加人数 24,685人、収集量 122.6トン

●「市民いっせいまち美化の日」

10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」、10月の第一日曜日を「市民いっせいまち美化の日」として定め、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。

・令和5年度 参加人数 65,346人、収集量 343.6トン

●“クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

地域・学校・企業・ボランティアを代表する38団体で構成され、「5分間清掃」、「ポイ捨て防止」、「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。



清掃の様子



●その他の啓発活動

「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、地域のまち美化牽引役を担う「まち美化推進員」を選任しています。

- 令和6年4月1日現在 127人

市のイメージアップ等の観点から、特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定（11ヶ所）しています。

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布しています。

区	まち美化促進区域
門司区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園
小倉南区	・朽網であい坂地区
若松区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸畑区	・戸畑駅前地区



まち美化ボランティア袋

基本施策3 環境産業育成と国際的なビジネスの推進

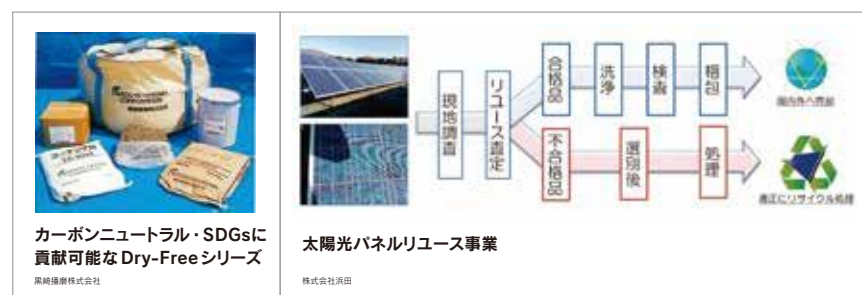
1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負担低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、

広くPRを行うことにより、その販売を支援しています。平成16年度に創設、令和6年3月末時点で、187件の製品や技術、49件のサービスを選定しています。

※令和6年3月31日をもって、新規受付を終了しました。

〈主な選定製品・サービス〉



基本施策4 SDGsの実現に向けた取組と環境ガバナンス

1 北九州市のSDGsの取組

北九州市は平成29年12月に第1回「ジャパンSDGsアワード」で「パートナーシップ賞」（特別賞）を受賞、平成30年4月にOECDから「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定、また同年6月に国内最初となる「SDGs未来都市」に他の28都市とともに選定されました。また、「SDGs未来都市」のうち、優れた取組を提案した自治体のみが選定される「自治体SDGsモデル事業」にも選定されるなど、北九州市のSDGsの取組は国内外から高い評価を受けています。

●北九州市SDGs未来都市計画

SDGs未来都市に選定されたことを受け、『真の豊かさ』にあふれ、世界に貢献し、信頼される『グリーン成長都市』を2030年のあるべき姿に掲げた「北九州市SDGs未来都市計画」を平成30年8月に策定しました。

令和3年度からは、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、様々な事業を推進しています。

●産官学民が連携した推進体制

産官学民が連携する体制づくりも重要であるため、有識者や経済界、市民代表らが、SDGsに取り組む方向性や普及活動等について助言を行う「北九州市SDGs協議会」を設置しています。また、多様なステークホルダーの交流・マッチングを促進するための、「北九州SDGsクラブ」を中核に、SDGsに関する情報発信や相談対応等、SDGs推進のための総合的な機能をもつプラットフォーム「北九州SDGsステーション」を設置し、市民・企業・団体等の主体的な取組を推進しています。

脱炭素社会の実現等に向けた企業・大学との連携協定締結

北九州市は、令和2年10月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、「再エネ100%北九州モデル」に基づく、公共施設や市内企業への再生可能エネルギーの導入推進や、電動車の普及促進などの取組を進めています。

今後の取組の更なる推進を図ることを目的に、市内企業や大学と脱炭素等に関する連携体制を構築し、それぞれの企業・大学と連携協定を締結しました。

● 各企業・大学との連携内容について

ア．株式会社井筒屋

『ゼロカーボンシティの実現を目指す連携協定』

電動車の活用及び普及促進や、再生可能エネルギーの導入拡大を進めることで、まちの魅力向上及び2050年のCO₂排出実質ゼロを目指す『ゼロカーボンシティ』の実現に向けて取り組みます。

①電動車のカーシェアリング実証事業の実施、②再生可能エネルギーの導入拡大によるゼロカーボンドライブの普及やCO₂排出量の削減

イ．九州電力株式会社

『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』

～ゼロカーボンシティの実現に向けたエネルギーの脱炭素化を目指して～

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の連携を強化し、北九州市の地球温暖化対策の推進に取り組みます。

①蓄電池の活用などを通じた再生可能エネルギーの利活用及び導入拡大、②脱炭素化に向けたエネルギーの転換、③北九州都市圏域における脱炭素の取組の推進

ウ．トヨタ自動車九州株式会社

『カーボンニュートラル推進に関する連携協定』

電動車バッテリーのカスケード利用、リサイクル推進、水素の活用などを通じた、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図ります。

①電動車バッテリーの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組推進、②水素の利活用に向けた情報共有・連携体制の構築

エ．九州工業大学

『再エネ100%電力普及に関する連携協定』

次世代発電・蓄電技術の確立を通じた、再エネ100%電力の普及や、電力分野におけるCO₂排出実質ゼロを目指した取組を行います。

①次世代型太陽電池の社会実装を目指した実証事業の実施、②竹の資源化を通じた脱炭素技術の開発、③大規模蓄電池の制御手法の確立と社会実装を目指した実証事業の実施

オ．西部ガス株式会社

『カーボンニュートラル実現に向けた連携に関する協定』

北九州市のカーボンニュートラル実現に向けた連携を通じて、地域課題の解決を図る取組を進めます。

①熱需要の低・脱炭素化に向けた取組、②エネルギー使用の最適化、③食品ロス・廃棄物削減、④環境エネルギー教育を通じた啓発活動

カ．ダイキン工業株式会社

『地球温暖化対策の推進に関する連携協定』

地球温暖化対策の推進に関する取組の一環として、相互の連携を強化し、北九州市の温暖化対策の推進に取り組みます。



1. 北九州市の環境行政のあゆみ

(1) 公害の克服

北九州市は、明治34年の官営八幡製鐵所の操業開始以降、化学、窯業、セメント、電力などの工場が進出し、四大工業地帯の一つとして我が国の経済成長に大きく貢献してきました。しかしながら、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばにかけての急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁などの公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、行政においては、昭和46年に「北九州市公害防止条例」の制定、昭和47年に「北九州地域公害防止計画」の策定と、公害防止に関する各種施策を実施していきました。これに加え、市民・事業者・行政などの関係者が一体となって精力的かつ総合的な取組を実施したことにより、昭和50年代後半には公害問題は劇的に改善されることとなりました。



昭和35年

現在

(2) 快適環境都市の創造

公害を克服した昭和50年代後半から、政策の重点は公害対策から快適な都市環境の創造へと移っていきました。

北九州市は、平成5年に、快適な環境づくりに顕著な功績のあった自治体に対して表彰される「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」を受賞、全国的に「快適環境都市・北九州」として高い評価を受けました。

北九州市では、平成8年に「アジェンダ21」の地域版（ローカルアジェンダ）を策定、さらに平成12年には、「北九州市環境基本条例」を制定し、地球環境保全を含む環境保全に関する取組も総合的・計画的に推進しています。

(3) 環境国際協力の推進

北九州市では、産業公害を克服する過程で培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらおうと、昭和60年代から他の自治体に先駆けて、環境国際協力を実施してきました。このような取組は、UNEP グローバル500賞（平成2年）、国連地方自治体

表彰（平成4年）を受賞するなど、国際的にも高い評価を受けることとなりました。

平成8年には、友好都市である中国・大連市との環境協力において、わが国で初めて地方から提案されたプランが政府ODAに位置付けられ、同市の大幅な環境改善に繋がりました。このような成果が国際的にさらに評価され、平成14年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」において、サミットの合意文書である「実施計画」に、北九州市をモデルにしたアジア太平洋地域における都市の環境改善を国際的に支援する仕組みである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が明記されました。

平成22年に「アジア環境都市機構」を創設し、より効果的な効率運営を図るとともに、平成16年に設立された「東アジア経済交流推進機構」とも連携しながら、様々な取組を実施しています。

また、PM2.5をはじめとする大気汚染が深刻化するなか、平成25年に開催された「第15回日中韓三カ国環境大臣会合」の合意に基づき、大気改善をはじめとする課題解決のため、関係都市との環境協力を積極的に取り組んでいます。

さらに、平成22年6月に開設した「アジア低炭素化センター（現 アジアカーボンニュートラルセンター）」では、相手側都市のニーズに応じたパッケージ型インフラの海外輸出を進めています。

(4) 循環型都市づくり

北九州市では、環境保全施策に取り組んできた一方、ものづくりの幅広い裾野を持つ産業技術の集積を活用して、「あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）」を目指し、資源循環型社会の構築を図る先駆的な取組も進めてきました。

その中でも、平成9年7月に全国第一号として国の承認を受けたエコタウン事業は、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として、積極的に環境に配慮した産業都市づくり、持続可能な社会の実現に向け、多くの成果をあげてきました。

また、エコタウン事業第2期計画を策定（平成14年8月）、対象エリアを市域全域に拡大（平成16年10月）し、従来の環境・リサイクル産業の集積に加え、リユース事業などの新たな環境産業の誘致、既存産業インフラ等を有効活用する事業の創出、ものづくりの段階での環境配慮促進など新たな事業を進めています。

他方、市民の日常生活においても、発生抑制、再使用、再資源化といった「循環型」を目指し、平成10年7月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以来、平成16年10月の

事業系ごみ対策、平成 18 年 7 月の家庭ごみ収集制度の見直しなど具体的な施策を展開してきました。

平成 23 年に「循環型」の取組に「低炭素」と「自然共生」を加えた「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和 3 年には新たに SDGs の実現と脱炭素社会を見据えた「第 2 期北九州市循環型社会形成推進計画」を策定し、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進しています。

(5) 環境首都グランド・デザインの策定

地球の規模で進んでいる環境問題の解決に向けて、日々の暮らし方、産業活動や都市づくりのあり方などを、環境の視点から見直すと同時に、多くの人々と情報を共有し、お互いに理解し協力しあうことが必要です。

北九州市では、市民・NPO、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して、幅広い視点から環境保全の取組を推進するため、「環境首都グランド・デザイン」(平成 16 年 10 月)を策定しました。この環境首都グランド・デザインでは、「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」という基本理念のもと、「共に生き、共に創る」(社会的側面)、「環境で経済を拓く」(経済的側面)、「都市の持続可能性を高める」(環境的側面)の 3 つの柱を掲げています。平成 19 年 10 月には、「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画として、「北九州市環境基本計画」を策定しました。

(6) 環境モデル都市・環境未来都市・グリーン成長都市としての取組

北九州市は、平成 20 年 7 月に、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に全国第一号として選定されました。平成 21 年 3 月には、「北九州市環境モデル都市行動計画(北九州グリーンフロンティアプラン)」を策定し、現在は、令和 3 年策定の「北九州市地球温暖化対策実行計画」において、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた取組の一層の推進を図っています。

平成 23 年 12 月には、わが国及び世界が直面する地球温暖化、資源・エネルギーといった環境問題に加え、人口減少や超高齢化など社会的な課題に他都市に先駆けて取り組む「環境未来都市」にも選定されました。平成 24 年 5 月には「北九州市環境未来都市計画」を策定し、適宜改定を加えながら、「環境」、「超高齢化」、「国際化」などの課題に取り組み、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指しています。

同じく平成 23 年 12 月には、国の総合特区の第一次指定として、北九州市及び福岡県、福岡市で共同申請した「グリーンアジア国際戦略総合特区」が国際戦略総合特別区域として選定されました。同選定を踏まえ、「環境」と「アジア」をキーワードに国内外の投資を呼び込み、雇用を創出

し、地域経済を活性化する緑の成長戦略を進めています。

また、経済協力開発機構(OECD)からは、「環境」と「経済」が両立する「グリーン成長都市」に、パリ、シカゴ、ストックホルムと並んでアジアで初めて選定され、平成 25 年 10 月には、北九州市のグリーン成長への取組をまとめた「OECD 北九州レポート」日本語版が発表されました。このレポートを通じて、北九州市の「市民環境力」を礎とした環境に関する取組が全世界に発信されています。

さらに、「伊勢志摩サミット(平成 28 年 5 月)」にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、「エネルギー大臣会合」が北九州市で開催され、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」が世界に発信されました。

このように北九州市の取組は、国内外から高い評価を受けています。

(7) 世界の環境首都と SDGs の実現を目指して

平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)を中核とする、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが全会一致で採択されました。SDGs は、2000 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の理念を取り込みつつ、先進国を含む全ての国々に対する 17 の目標を設定し、経済、社会、環境の統合を目指すものです。

また、平成 27 年 11 月から、新興国や途上国を含む 196 か国・地域が参加して、「気候変動枠組条約」の第 21 回締約国会議(COP21)がフランス・パリで開催されました。その結果、全締約国が、21 世紀末までの世界の平均気温の上昇を、工業化前に比べ 2 度未満に抑える「2 度目標」に加え、1.5 度以内へ向けて努力するとする目標が明記された「パリ協定」が採択されました。

こうした状況の変化に対応するため、平成 29 年 11 月に改定した「北九州市環境基本計画」では、これまでの基本理念を引き継ぎつつ、SDGs を推進していくため、副題を「環境首都・SDGs 実現計画」とし、取組を進めていきます。

SDGs の取組については、北九州市は平成 30 年 4 月に、アジア地域で初めて OECD から「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」として選定されました。

さらに、平成 30 年 6 月には、国の「SDGs 未来都市」に選定されています。

今後も、世界の環境首都及び SDGs の実現に向け、市の最大の資源である「市民環境力」を活かしながら、環境・経済・社会の両立を目指していきます。



環境行政の体制

1 環境行政組織

令和6年4月現在

— 総務政策部 —

■総務課

●庶務係

- (1)局、部、課の庶務
- (2)広報
- (3)局の予算及び決算
- (4)局内事務の連絡調整
- (5)環境保全基金
- (6)局内他課の所管に属しないこと

●職員係

- (1)労務
- (2)安全及び衛生管理
- (3)公傷
- (4)局事業に係る事故の処理
- (5)福利厚生

●政策係

- (1)環境政策
- (2)北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
- (3)環境基本計画
- (4)北九州市環境審議会
- (5)市役所のエコオフィス推進

■環境学習課

●環境学習係

- (1)課の庶務
- (2)環境学習及び環境教育
- (3)環境学習施設間の連携

●環境人材育成係

- (1)環境政策の広報戦略
- (2)市民活動の調整
- (3)地球温暖化対策に関する普及啓発
- (4)環境人材育成

— グリーン成長推進部 —

■グリーン成長推進課

●グリーン成長政策係

- (1)部、課の庶務
- (2)地球温暖化対策に関する計画及び施策の統括
- (3)電動車の普及（他課の所管に属するものを除く）
- (4)その他グリーン成長の推進（他課の所管に属するものを除く）

●水素戦略係

- (1)水素社会づくり

■再生可能エネルギー導入推進課

●企画調整係

- (1)課の庶務
- (2)再生可能エネルギーの導入及び普及
- (3)総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策
- (4)風力発電の立地促進

●自然共生係

- (1)自然環境の保全（他局の所管に属するものを除く）

■サーキュラーエコノミー推進課

●企業支援係

- (1)課の庶務
- (2)脱炭素化イノベーションの推進

- (3)環境産業の育成及び振興並びにサーキュラーエコノミーの推進
- (4)環境産業及びサーキュラーエコノミーに関する調査及び企画
- (5)北九州市エコタウンセンターの管理及び運営

— 環境国際部 —

■環境国際戦略課

●企画調整係

●事業化支援係

●国際連携推進係

- (1)課の庶務（企画調整係に限る）
- (2)アジアカーボンニュートラルセンターの調整及び運営（企画調整係に限る）
- (3)環境国際ビジネスの事業化に向けた支援（事業化支援係に限る）
- (4)国際機関及び政府機関との連携（国際連携推進係に限る）
- (5)環境国際協力の推進
- (6)環境国際ビジネスの推進
- (7)アジア・グリーン共創ハブの推進

— 環境監視部 —

■環境監視課

●企画調整係

- (1)部、課の庶務
- (2)環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
- (3)公害防止協定及び環境保全協定の締結
- (4)北九州地域公害防止計画
- (5)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理
- (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

●大気係

- (1)公害監視センターの管理
- (2)大気環境の監視
- (3)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (4)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (5)北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気に関するものに限る）の受理及び審査
- (6)公害発生源の監視指導（大気及び悪臭に関するものに限る）
- (7)公害に関する苦情及び要望の処理（大気及び悪臭に関するものに限る）

- (8)気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく熱中症対策の推進（他局の所管に属するものを除く）

●石綿騒音係

- (1)石綿、騒音及び振動に係る環境の監視
- (2)大気汚染防止法に係る届出及び報告（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
- (3)騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
- (4)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（騒音及び振動に関するものに限る）の受理及び審査
- (5)北九州市公害防止条例に係る届出（騒音に関するものに限る）及び報告（石綿に関するものに限る）の受理及び審査
- (6)公害発生源の監視指導（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）
- (7)公害に関する苦情及び要望の処理（石綿、騒音及び振動に関するものに限る）

●水質土壌係

- (1)公共用水域、地下水及び土壌の環境の監視
- (2)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及びダイオキシン類対策特別措置法に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (3)瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
- (4)土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に係る許可並びに届出の受理及び審査
- (5)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (6)北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査
- (7)公害発生源の監視指導（水質、土壌に関するものに限る）
- (8)公害に関する苦情及び要望の処理（水質に関するものに限る）

■産業廃棄物対策課

●指導係

- (1)課の庶務
- (2)不法投棄防止対策
- (3)産業廃棄物処理の監視指導
- (4)あき地等に繁茂する雑草の調査並びに除草の指導及び勧告
- (5)雑草等の除去の委託

●産業廃棄物対策係

- (1)産業廃棄物処理業の許可
- (2)産業廃棄物処理施設に係る許可
- (3)使用済自動車の再資源化等に関する

- る法律（平成 14 年法律第 87 号）に係る届出の受理及び許可
- (4)行政処分（産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関するものに限る）
- (5)産業廃棄物の適正処理の推進

— 循環社会推進部 —

■循環社会推進課

- 計画係
 - (1)部、課の庶務
 - (2)一般廃棄物の処理に関する基本計画及び実施計画
 - (3)廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画
 - (4)産業廃棄物の処理に関する計画
 - (5)事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画
 - (6)事業系一般廃棄物の減量化施策の推進
- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)3R 活動の普及及び啓発
 - (3)食品ロスに関する啓発及び減量化施策の推進
 - (4)事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導

■業務課

- 業務第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)し尿の処理の業務計画及び実施指導
 - (3)し尿処理の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (4)指定袋及び粗大ごみ納付券
 - (5)一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
 - (6)公衆便所の維持管理
 - (7)北九州市環境整備協会
 - (8)浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
 - (9)浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
 - (10)浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
 - (11)一般廃棄物処理業の許可並びに業

者の指導及び監督

- 業務第二係
 - (1)一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
 - (2)一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
 - (3)一般廃棄物の処理業務の改善
- まち美化推進係
 - (1)道路及び河川の清掃
 - (2)生活環境の清潔保持
 - (3)北九州市環境衛生総連合会

■施設課

- 施設第一係
 - (1)課の庶務
 - (2)環境センターその他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括
 - (3)公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
 - (4)廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
 - (5)廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）
- 施設第二係
 - (1)一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
 - (2)一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
 - (3)一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

■新門司工場

■日明工場

■皇后崎工場

- (1)工場の庶務
- (2)工場の維持管理
- (3)一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
- (4)1 件 30 万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
- (5)廃棄物の計量及び処理
- (6)焼却炉及びこれに付属する設備の

維持管理

- (7)廃棄物の焼却処理
- (8)その他工場の運営

— 環境センター —

＜新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター＞

■副所長

- 庶務係
 - (1)所の庶務
 - (2)一般廃棄物処理手数料の徴収
 - (3)安全及び衛生管理
 - (4)施設の維持管理
 - (5)車両の維持管理
- 地域環境第一係
- 地域環境第二係
 - (1)一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督（他係の所管に属するものを除く）
 - (2)ごみ容器、便所等の改善の指導
 - (3)一般廃棄物排出に係る市民指導
 - (4)その他廃棄物の処理
- まち美化係
 - (1)生活環境の清潔保持
 - (2)廃棄物の不法投棄の取締り
 - (3)環境事業協力団体との連絡調整
- 資源化推進係
 - (1)一般廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)環境教育等の啓発
- 生活環境係
 - (1)一般廃棄物処理委託業者の指導及び監督（家庭ごみの収集に関するものを除く）
 - (2)雑草等の除去
 - (3)海岸漂着物の監視
- 廃棄物指導係
 - (1)小規模事業所における事業系廃棄物の資源化及び減量化
 - (2)廃棄物収集運搬業者及び産廃許可業者の指導及び監督
- 特別収集係
 - (1)高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等
 - (2)小・中学校の牛乳パック等回収

付 属 機 関

■北九州市環境審議会

環境基本法第 44 条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第 29 条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

■北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第 30 条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構

成される、市長の諮問機関。

■北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、被認定者の認定更新及び障害等級に関する審査や、被認定者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

■北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、診療報酬に関する審査を実施する機関。

2 施設概要

■施設分布図（令和6年4月現在）

環境に関する施設は、3 環境センター、3 工場、1 処分場及び1 研究所などがあり、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



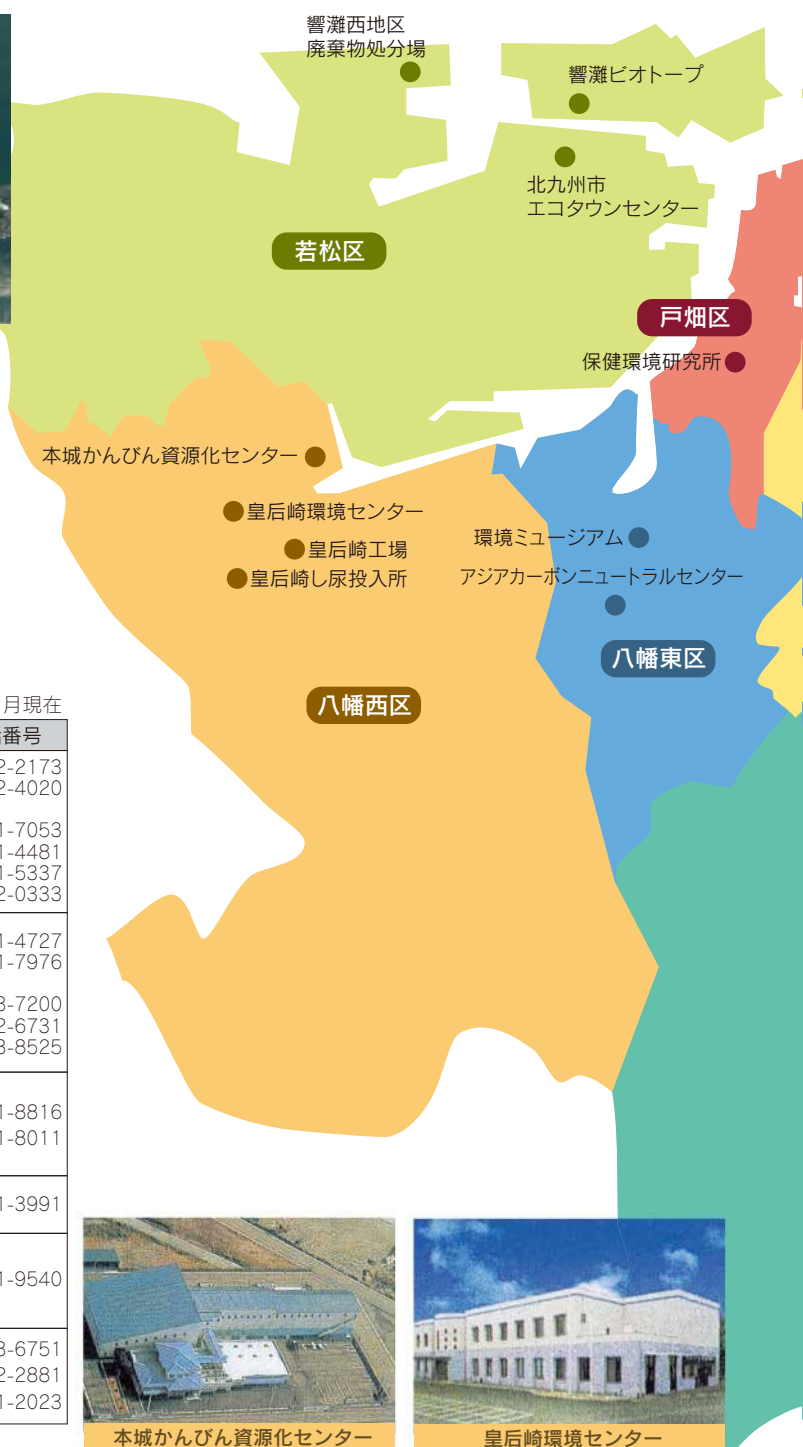
響灘西地区廃棄物処分場



北九州市エコタウンセンター



響灘地区全景（令和6年2月）



■施設一覧表

令和6年4月現在

	施設名称	所在地	電話番号
事務所	環境局 アジアカーボンニュートラルセンター	小倉北区城内1番1号 八幡東区平野一丁目1番1号 (北九州市国際村交流センター)	093-582-2173 093-662-4020
	新門司環境センター	門司区新門司三丁目78番地	093-481-7053
	日明環境センター	小倉北区西港町24番地	093-571-4481
	皇后崎環境センター	八幡西区夕原町2番10号	093-631-5337
	保健環境研究所	戸畑区新池一丁目2番1号	093-882-0333
ごみ処理施設	新門司工場	門司区新門司三丁目79番地	093-481-4727
	日明工場 (不燃粗大仮置場)	小倉北区西港町96番地の2 (同上)	093-581-7976 (同上)
	日明かんびん資源化センター	小倉北区西港町97番地の3	093-583-7200
	皇后崎工場 本城かんびん資源化センター	八幡西区夕原町2番1号 八幡西区洞北町7番10号	093-642-6731 093-693-8525
し尿処理施設	西港し尿圧送所 皇后崎し尿投入所	小倉北区西港町24番地 八幡西区夕原町2番4号	093-561-8816 093-641-8011
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先	093-771-3991
積替施設	日明積出基地	小倉北区西港町97番地の3	093-581-9540
その他	環境ミュージアム 北九州市エコタウンセンター 響灘ピオトープ	八幡東区東田二丁目2番6号 若松区向洋町10番地20 若松区響町一丁目126番地1	093-663-6751 093-752-2881 093-751-2023



本城かんびん資源化センター



皇后崎環境センター



響灘ビオトープ



環境ミュージアム



アジアカーボンニュートラルセンター



保健環境研究所



日明工場



日明かんびん資源化センター



日明積出基地



日明環境センター



皇后崎工場



新門司環境センター



新門司工場



発行:北九州市環境局
〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
TEL.093-582-2173
印刷:(有)日高印刷所



カーボンニュートラル 北九州市

北九州市環境マスコットキャラクター
ていたん&ブラックていたん
©ていたん&ブラックていたん,北九州市

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「令和6年版 北九州市の環境」の本編は、
市ホームページ、市内図書館等でも閲覧できます。

北九州市の環境

検索



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



北九州市はグリーン購入を推進しています。